

奄美群島振興開発を促進するための
伊仙町産業振興促進計画

令和元年7月5日
鹿児島県大島郡伊仙町

目 次

第一章	本計画の位置づけ 1
第一	計画の名称	
第二	計画作成の趣旨	
第三	計画の対象となる区域	
第四	産業の振興の対象とする事業が属する業種	
第五	計画期間	
第六	計画の達成状況に係る評価と公表	
第七	前計画における目標の達成状況と評価	
第二章	税制上の特例措置に関すること 3
第一	対象地区の産業の振興の基本的方針	
第二	第一章第四に定める業種の振興を行う事業の内容及び実施主体に関する事項	
第三	事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担	
第四	計画の目標	

第一章 本計画の位置づけ

第一 計画の名称

本計画の名称を奄美群島振興開発を促進するための伊仙町産業振興促進計画とし、以下「計画」といいます。

第二 計画作成の趣旨

この計画は、伊仙町における産業振興の現状を踏まえ課題の解決に取り組み地元産業の活性化や、雇用の創出を目的として策定するものです。

本町は、奄美群島の一つ、徳之島の南側に面した町であり、平均気温21.6℃、年間平均降水量1,912mmの亜熱帯気候に属している。総面積が62.71km²、耕地面積24.30km²、林野面積16.44km²をしめており、東に太平洋、西に東シナ海に面し、南方に沖永良部島を望むことのできる、「長寿・子宝・癒しの町」です

昭和37年1月1日町制が施行され、奄美群島復興特別措置法により産業・交通・福祉・教育等の基盤は整備されたものの、物価や輸送費等の課題が残されています。

人口は、昭和35年16,234人をピークに、年々減少し平成27年には6,362人（国勢調査）となっており減少率は60%にもなっている。しかし、近年は地方創生の様々な取組や移住志向の高まりも相まって、Uターン、Iターン者の増加も影響し、人口減少の度合いがやや緩やかになっている。

産業別人口は、平成27年（国勢調査）就業人口2,712人で産業別には、第一次産業が869人(32.0%)、第二次産業が333人(12.3%)、第三次産業が1,510人(55.7%)となっている。本町の中心的な役割を果たしてきた第一次産業が、低迷傾向にあったが近年、中・大規模経営の農家が増える傾向にありやや持ち直してきている。

地域の自立促進としては、官民が一体となって地域の特性を生かした産業の活性化を図るものとし、特産品の六次産業化、人材育成、観光資源の発掘、自然環境、伝統文化の継承、更には企業誘致やサテライトオフィスによる地域雇用などの相乗効果で、地域経済の活性化を目指します。

地域産業の自立と活性化をはかるためには、基幹産業としての農業振興や観光産業の振興、情報通信産業の振興を発展させていく。さらに創業支援・事業拡大支援制度の創設等の施策を実施することで新たな産業や雇用の確保も図っていく。

本計画では、現在奄美群島に吹く追い風を活かしながら、今後伊仙町としてどのような産業振興を目指すかを明確にする。

第三 計画の対象となる区域

本計画の対象となる地域は鹿児島県大島郡伊仙町全域。ただし、製造業については、奄美群島国立公園の特別保護地区、特別地域を除く。

第四 産業の振興の対象とする事業が属する業種

- (1) 製造業
- (2) 農林水産物等販売業
- (3) 宿泊・観光業
- (4) 情報サービス業等

第五 計画期間

本計画の計画期間は、令和元年7月5日から令和6年3月31日までとする

第六 計画の達成状況に係る評価と公表

計画実施年度の翌年度にホームページを利用し、達成状況の評価を公表する。

第七 前計画における目標の達成状況と評価

本計画に先立って認定を受けた産業振興促進計画（計画期間：平成26年6月11日～平成31年3月31日）においては、目標に対し、実績は以下のとおりであった。

なお、設備投資の件数、新規雇用者数の対象については、租税特別措置の適用条件を満たす投資について計上している。

区 分	新規設備投資件数		新規雇用者数	
	目 標	実 績	目 標	実 績
製造業	3件	1件(0件)	60人	20人(0人)
農林水産物等販売業	3件	2件(0件)	20人	5人(0人)
旅館業	2件	1件(0件)	5人	1人(0人)
情報サービス業等	1件	1件(0件)	5人	1人(0人)

注) 括弧書きの件数、人数は租税特別措置を適用した数値

上記の結果となった理由として、空き家等を活用した民泊開業の支援の取組が観光客増につながったことや、貸工場を建設し企業誘致に成功できたことが、新しい雇用につながったものと考えられる。

(伊仙町 計画の達成状況に係る評価より)

第二章 税制上の特例措置に関すること

第一 対象地区の産業振興の基本的方針

1. 伊仙町の産業の現状

1) 農業

群島内最大の耕地面積を誇る徳之島の中でも、2430ha と最も大きな耕地面積を持つ伊仙町では、農業生産額 50 億円を目指して、これまでさとうきび、パレイショ、肉用牛を中心に複合経営を行ってきた。ただし、近年の生産物価格の低迷や飼料作物の高騰、また大型台風襲来など自然災害の影響を受け、なかなか生産額を伸ばせずにいる。

また人口減少や農業従事者の高齢化などによる担い手不足の解消や、農畜産物の輸入自由化の拡大等による収益の低下は喫緊の課題となっている。

2) 林業

林野面積は 1805ha と大きくはないものの、水源涵養林としての公益機能を備えている。希少動植物の生息空間を提供する場であり、産業としての林業の成り立ちよりも、その保全のための方策を練っていく必要性がある。農業との関わりでは有害鳥獣、特にイノシシの被害が大きくなっており、これら鳥獣駆除と農業、そして森林保全のバランスを取って行かなくてはならない。

3) 水産業

漁業従事者は 42 戸となっており、これまで漁場整備、幼魚や稚魚の放流事業などが行われてきたが、水産物の流通が多様化されていないため、専業で水産業に従事するものがないのが現状である。漁業集落としてなにを目指していくのか、そのような方向性を元に事業を推進する必要性がある。

4) 商工業

本町には商業地区としての区割りが無く、企業や小売店が点在しており、人口の減少や建物の老朽化、後継者不足、更には車社会の影響を受け隣町への流出が増え、経営環境を改善するのは厳しい状況である。

5) 観光・グリーンツーリズム

町内訪れる交流人口・関係人口は増加傾向にあり、その受け皿となる宿泊施設が不足している。地域経済に大きな波及効果をもたらす産業

であり、今後重点的に取り組んで行く必要がある。

6) 情報通信

町内全域に整備された光ファイバー網は、地域の産業や行政、医療、福祉、教育など広範囲にわたり欠くことのできない社会基盤となっている。今後、観光客等の利便性向上や災害時の情報連絡手段など防災面での活用を図るために公衆無線 LAN の整備が必要不可欠である。

2. 伊仙町の産業振興を図る上の課題

1) 農業

野菜・花き・果樹の園芸作物と肉用牛を組み合わせた複合経営を基本に、町の特長・独自性を活かした高付加価値型農業の展開や担い手の確保・育成、農地の基盤整備、さらには地域ブランドの確立や農産品を活かした6次産業化、IoTを活用した農業等のさまざまな施策を行い、重点産業として農業振興を進めていく。

2) 林業

今後も水源涵養林、希少動植物の生息空間としての公益機能を損なわないような保全施策を練っていく。農業との関わりでは有害鳥獣、特にイノシシの被害が大きくなっており、これら鳥獣駆除と農業、そして森林保全のバランスを取って行くことを目標とする。

3) 水産業

島内でも流通が多様化されていない状況ではあるが、まずは人材の発掘から始め、漁業と水産加工業が一体になる体制を作り上げ、漁業そのものの産業としての自立を促進する。またブルーツーリズムと観光を結びつけた産業の確立も進めていく。

4) 商工業

ICTを活用した販路拡大や意欲ある経営者の経営革新への取組を支援し、地域と一体となった魅力ある商店づくりを促進する。新たな雇用の創出や地域活性化を図るため、企業誘致・サテライトオフィスの誘致・若者や女性の起業支援を促進していく。

5) 観光・グリーンツーリズム

現在不足している宿泊施設については、民間活力の導入を図りながら、

地域のおもてなしを身近に体験できる民泊施設等の整備を促進する。世界自然遺産候補やLCC就航等による追い風を活かし、成長産業として位置づけさまざま観光振興を推し進めていく。

6) 情報通信

光ファイバーなど高速通信環境の整備促進を通じ、社会経済の変化に応じた新規事業の創出を促進するとともに、中小企業者の経営の革新、企業立地を進めていく。またICTの活用により、生活の利便性向上及び農業・観光など発展する可能性を有している産業を後押ししていく。

第二 第一章第四に定める業種の振興を行う事業の内容及び実施主体に関する事項

(伊仙町)

- ・ 租税特別措置の活用促進
- ・ 地方税の不均一課税に係る減収補填措置の促進
- ・ 企業誘致・サテライトオフィスの整備
- ・ 立地・設備投資・雇用促進・起業支援のための補助金等

前計画からの改善策として以下の取組を実施する。

- ・ 租税特別措置の周知のための取組
本町のホームページ上に租税特別措置に関する掲載ページを作成し、租税特別措置の内容・申請手順・様式・関連条例等、一連の情報を掲載する。

第三 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担

(鹿児島県)

- ・ 租税特別措置の活用促進
- ・ 設備投資・雇用促進・産業育成のための補助金等

(伊仙町商工会)

- ・ 新規起業への融資等支援
- ・ 経営者研修等による人材育成事業の実施
- ・ 経営改善指導
- ・ 異業種交流の促進
- ・ 青年部、女性部の育成と活動促進

(徳之島観光連盟)

- ・観光客誘致 PR の継続と強化
- ・おもてなしの充実など受入体制の整備及び人材育成

(JA)

- ・農産物の生産体制の構築及び新規作物導入への取組み
- ・農業用加工機械の導入支援

(関係機関との連携)

- ・租税特別措置の活用促進【伊仙町・鹿児島県】
- ・企業の誘致【伊仙町・鹿児島県】
- ・観光客誘致 PR【伊仙町・徳之島観光連盟・奄美群島広域事務組合】

第四 計画の目標

本町の産業振興をはかるために租税特別措置法により、中小企業者に関する要件緩和などが行われ、幅広く事業者が措置を活用できる可能性が広がることで、地域が活性化され雇用の創出が期待される。また租税特別措置の内容・申請手順・様式・関連条例等の情報の周知を徹底し、更なる産業振興の推進を図り、目標は以下のとおりとする。

(1) 計画期間中に行われる新規設備投資件数

ア	製造業	2件
イ	農林水産物等販売業	2件
ウ	宿泊・観光業	2件
エ	情報サービス業等	2件

(2) 当該新規設備投資による新規雇用者数

ア	製造業	50名
イ	農林水産物等販売業	10名
ウ	宿泊・観光業	10名
エ	情報サービス業等	10名